

2023年6月15日

永田町子ども未来会議 御中

一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会

医療的ケア児支援制度 報酬に関する要望書

2021年の報酬改定、ならびに医療的ケア児支援法の成立により、医療的ケア児を取り巻く環境は改善の兆しが見られています。

児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者増加が永田町子ども未来会議でも報告されました。東京都内では、認可保育園に転園・入園をすることができた児のケースも聞くようになりました。

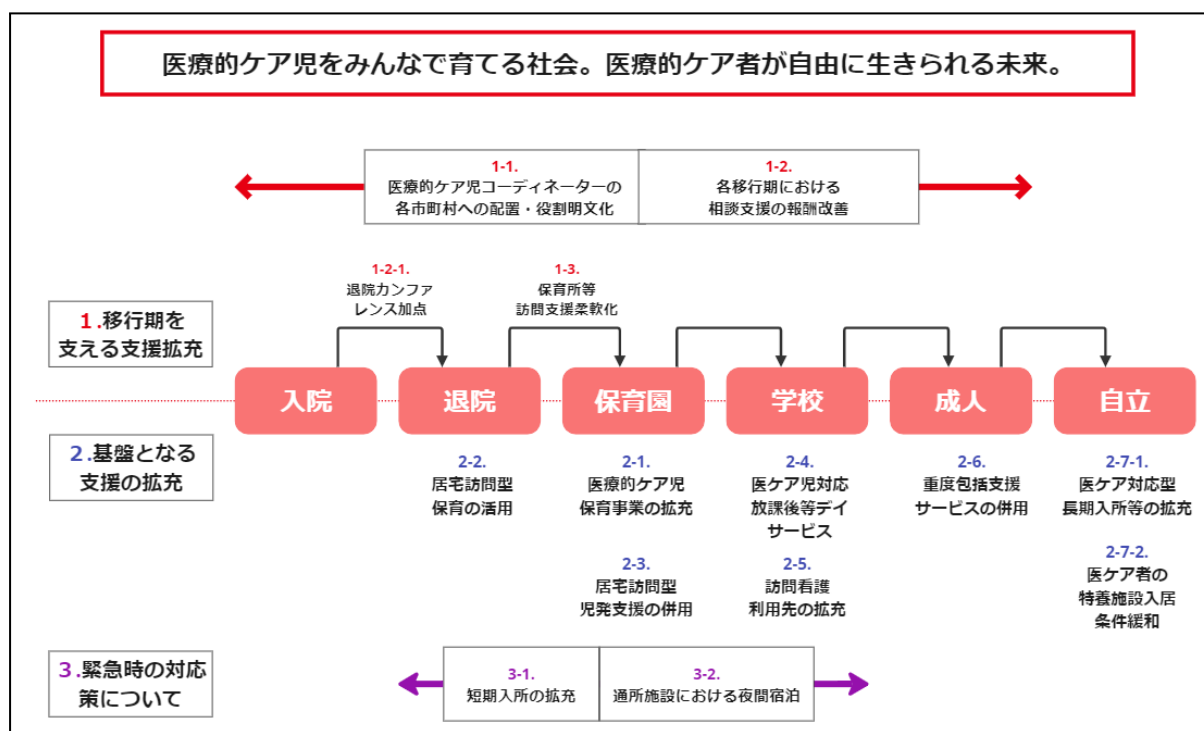
しかし、地方では政令指定都市においてさえもインクルージョンの推進が理解されにくいといった声もあります。地域間で支援メニューに大きな違いが生まれています。さらに、医療的ケア児を育てる家庭からは児の移行期(退院・入園・入学・卒業など)での支援の薄さを感じているといった声も依然としてあげられています。医療的ケア児や障害児のケアは、その親が全てを担うべきといった空気も依然として多く、上記の支援格差等に影響を与えていると言わざるをえません。

そのため、地域間格差の解消や移行期の支援をより充実させ「医療的ケア児をみんなで育てる社会。医療的ケア者が自由に生きられる未来。」を掲げるべきです。そのために以下の内容を要望します。

<要望事項>

1. 退院直後から成人を迎えるまでの、各フェーズの移行期を支える体制を整えてください(移行期を支える支援拡充)
2. 退院・通園・通学・成人などに移行した先で、児・家族ともに安心して生活できる体制を整えてください(基盤となる支援の拡充)
3. 日常生活において、家族の緊急時でも安心して生活できる体制を整えてください

(緊急時の対応策について)



<要望補足>

1. 退院直後から成人までの、各フェーズの移行期を支える体制を整えてください
 - 1-1. 移行を支える医療的ケア児コーディネーターの各市町村への配置・役割の明文化
 - 市町村単位で予算をつけて医療的ケア児コーディネーターが配置できるようにしてください。
 - 医療的ケア児コーディネーターの役割・目的として以下を明文化してください。
 - ①退院時、家庭生活への移行支援を行うこと
 - ②社会資源とつなげること、ない場合は行政と相談し作ること
 - 1-2. 退院・通園・通学・成人への移行期における相談支援の報酬改善
 - 1-2.1. 退院時のカンファレンスから相談支援員が参加し、参加に対して報酬をつけてください
 - 1-3. 保育所等訪問支援の運用柔軟化
 - 居宅から通所、入園、その後の入学などの移行期に、支援者間の連携が

求められる場面が増えています。保育・教育等移行加算は期間が定められており、その期間内に引継ぎが終わらない場合もあります。保育所等訪問支援によって支援できる幅が広がってきていますが、月2回の上限があり、十分とは言えません。

- 月2回を上限とせず、児の個別性にもとづき必要な回数を利用できるようにしてください。

2. 退院・保育園・学校・成人などに移行した先で、児・家族ともに安心して生活できる体制を整えてください

2-1. 【保育園】医療的ケア児保育支援事業の報酬充実

- 指定都市の負担割合（現行1／3）を一般市町村と同様（1／6）にしてください
- 1施設当たりの補助基準額の上限（約1100万円（＝約530万円×2））を撤廃してください

2-2. 【退院】居宅での生活確立に向けた伴走機能としての居宅訪問型保育の活用

- 保護者の就労の有無に関わらず、退院時支援として居宅訪問型保育を活用できるようにしてください。

2-3. 【保育園・学校】児の個別性に合わせた居宅訪問型児童発達支援の併用拡大

- 通所施設と居宅訪問型児童発達支援を柔軟に併用できるようにしてください

2-4. 【学校】医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスの充実

- 預かり事業者拡大のため、医療的ケア児預かりの報酬体系を変えてください
- 医療的ケア児（重心児以外）に対する送迎加算を新設し、送迎体制の拡充及び送迎可能エリアの拡大を実現

2-5. 【学校】訪問看護の利用場所を拡充

- 就学児が訪問看護を利用する際に、自宅だけでなく学校などの場所でも訪問看護を利用できるようにしてください。

2-6. 【成人】重度包括支援の併用

- 18歳(15歳)以降、医療的ケア児・者が保護者から経済的、ケア的に自立できるように支援制度を単体運用ではなく、重度包括支援と併用できるようにしてください。

2-5-1.医療的ケアがある場合で、自立が必要、保護者が体力的に厳しい場合、重度包括支援を15歳以上から利用できるようにしてください。

2-5-2.重度包括支援を短期入所、施設入所、共同生活援助(グループホーム)、生活介護とセットで利用できるようにしてください。

2-7. 【自立】医療的ケア者が長期入所施設・グループホームを更に使えるようにしてください

2-7-1.医療的ケア者に係る基本報酬区分を設定してください

※障害児における医療的ケア判定スコアを障害者への横引き

2-7-2.医療的ケア者の特別養護老人ホーム施設入居条件の拡大

- 40歳時点で医療的ケアが必要な場合、特別養護老人ホームに入居できるようにしてください

3. 保護者の緊急時(事故・疾病等)における一時的な受け入れ体制を拡充してください

3-1. 短期入所の拡充

- 福祉型短期入所施設では、医療的ケア対応加算をつけてください
- 福祉強化型短期入所施設では、医療連携加算をつけてください

3-2. 通所施設における夜間宿泊等の創設

- 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所において、保護者の緊急時に児を一時的に預かり(夜間や宿泊も含む)、発達を失わない報酬単価を新設してください

以上